

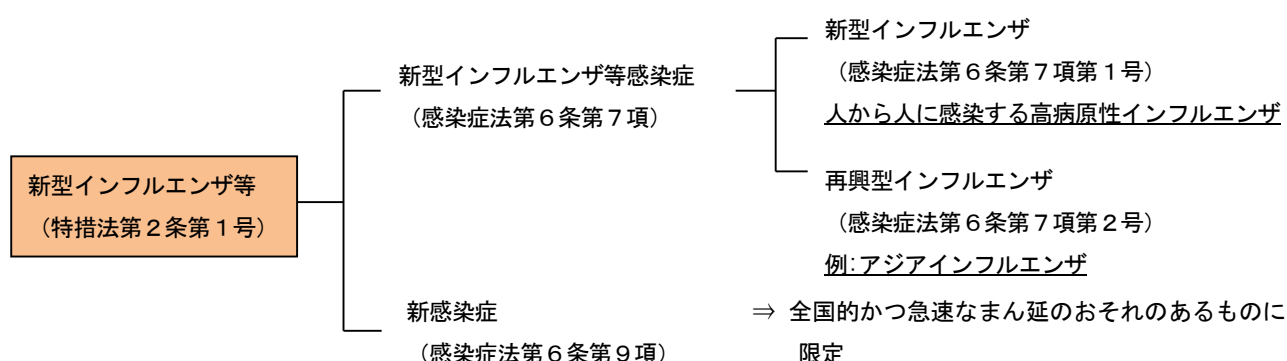
岬町新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

I 行動計画策定の背景

新型インフルエンザは、ほとんどの人がそのウイルスに対して免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害と社会的影響をもたらすことが懸念されている。新型インフルエンザやこれと同等の危険性のある新感染症が発生した場合に、国家の危機管理として対応していくための新型インフルエンザ等対策特別措置法が（以下「措置法」という。）が平成25年4月に施行され、その中で、市町村新型インフルエンザ等対策行動計画の策定と、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼす、またそのおそれがある場合に政府が新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）を発出した時は、市町村に対策本部を設置することが義務付けられた。

II 新型インフルエンザ等対策に関する基本的な方針

1. 対象となる新型インフルエンザ等感染症及び新感染症



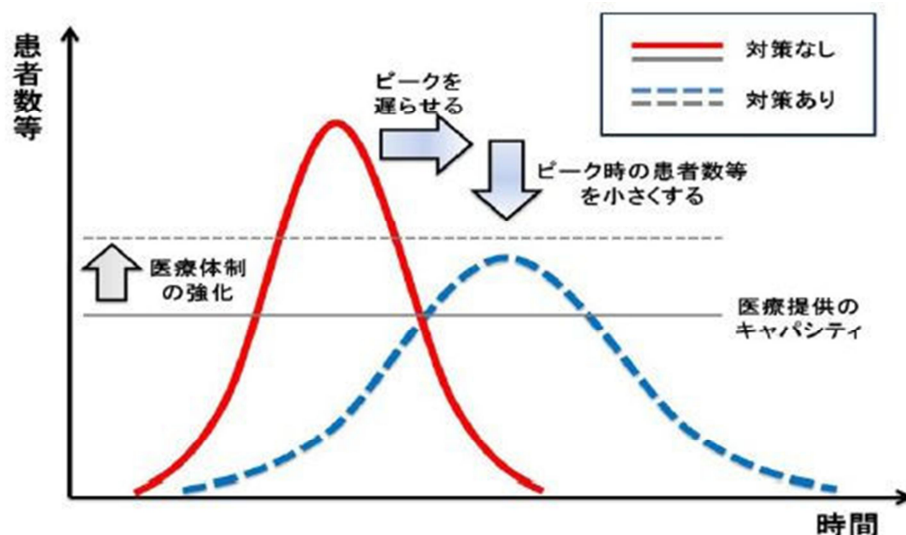
2. 対策の目的及び基本的な戦略

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護する

- ① 初期段階において流行のピークを遅らせることによる医療体制の整備やワクチン製造等の時間の確保。
- ② 流行のピーク時の患者発生等の抑制と医療体制の拡充を図る。

(2) 住民生活に及ぼす影響を最小限に抑える

- ① 感染拡大防止策等により、欠勤者の数を減らす。
- ② 事業継続計画の作成・実施等により、住民生活の安定に不可欠な業務の維持に努める。



3. 対策の留意点

- (1) 基本的人権の尊重
- (2) 危機管理としての特措法の性格
- (3) 関係機関相互の連携・協力の確保
- (4) 記録の作成・保存

4. 被害想定

	岬 町	大阪府	全国
人口（平成 22 年）	約 1.7 万人	約 886 万人	約 1 億 2,806 万人
罹患者数（25%）	4,250 人	約 220 万人	約 3,200 万人
（アジアインフルエンザ並みの致死率 0.53%による推計）			
受診者数	約3,320人	約173万人	約2,500万人
入院患者数	約70人	約37,000人	約53万人
死亡者数	約22人	約12,000人	約17万人
1日当たりの 最大入院患者数	約14人	約7,000人	約10.1万人

5. 本町行動計画のポイント

○特措法に基づく初の行動計画

○特措法で新たに盛り込まれた各種対応等を記載。

項 目	特 色
(1) 体制整備	○連絡会議の設置（新型インフルエンザ等が国内に発生した場合に設置） ○対策本部を設置（政府が緊急事態宣言を発出した場合に設置）
(2) 予防	○住民への予防接種の実施 * 緊急事態宣言が発出されている場合（全住民を対象：特措法第 46 条） * 緊急事態宣言が発出されていない場合（希望者のみを対象：予防接種法第 6 条第 3 項）
(3) まん延防止	○大阪府が実施する次の感染拡大防止策への協力 * 不要不急の外出の自粛要請 * 施設の使用制限の要請 等
(4) 住民生活の安定 の確保	○物資、資材の備蓄 ○要援護者への生活支援 ○埋葬・火葬の特例
(5) 医療	○大阪府が臨時の医療施設を開設するにあたっての協力 ○保健所が行う患者の搬送体制の整備への協力

6. 発生段階

発生段階	状 態	（参 考） 政府行動計画 の発生段階
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態	未発生期
府内未発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	海外発生期
	国内のいずれかで新型インフルエンザ等が発生しているが、府内では発生していない状態	国内発生早期
府内発生早期	府内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	
府内感染期	新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	国内感染期
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	小康期

Ⅲ 発生段階ごとの主な対策の概要

平成 26 年 4 月 岬町

	未発生期	府内未発生期	府内発生早期	府内感染期	小康期
状 態	・ 新型インフルエンザ等 が発生していない状態	・ 海外で新型インフルエンザ等が発生 した状態 ・ 国内の何れかで新型インフルエンザ 等が発生しているが府内では発生し ていない状態	・ 府内で新型インフルエンザ等の患者が発 生しているが、全ての患者の接触歴を疫 学調査で追える状態	・ 新型インフルエンザ等の患者の接触歴が 疫学調査で追えなくなった状態	・ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、 低い水準でとどまっている状態
対 策 の 目 的	・ 体制の整備 ・ 町内発生の早期確認に 努める	・ 府内発生の遅延と早期発見 ・ 府内発生に備えた体制整備	・ 感染拡大をできる限り抑制 ・ 適切な医療提供 ・ 感染拡大に備えた体制整備	・ 医療体制の維持 ・ 健康被害を最小限に抑制 ・ 住民生活への影響を最小限化	・ 住民生活の過起伏を図り、第二波に備える
実 施 体 制	・ 行動計画の策定 ・ 連携体制の強化 等	国・府・市町村・指定（地方）公共機関挙げての体制強化 ・ 連絡会議の設置または任意の対策本 部の設置 ・ 任意の対策本部の設置準備または設置 * 緊急事態宣言発出時 本町対策本部の設置			・ 第二波に備えた体制整備
情 報 収 集	・ 新型インフルエンザ等に関する情報収集 ・ 府のサーベランスへの協力				
情 報 提 供 ・ 共 有	・ 情報提供・共有について 庁内外の体制整備 等	一元的な情報発信、住民へのわかりやすい情報提供 ・ 多様な手段による情報提供 ・ コールセンター等電話問合せ窓口の設 置 等 ・ コールセンター等電話問合せ窓口体制の 充実・強化 等 ・ コールセンター等電話問合せ窓口体制の 運営継続 等			・ 情報提供のあり方の見直し ・ コールセンター等電話問合せ窓口体制の縮小
ま ん 延 防 止 ・ 予 防	・ 個人レベル・職場レベル で感染予防や対応策に ついて普及啓発 ・ 住民への予防接種の体 制整備等	・ 特定接種の準備開始 ・ 住民へ予防接種の準備 等	・ 住民・事業者等への感染予防対策の要請 ・ 住民への予防接種の準備、開始 * 緊急事態宣言発出時 ・ 全町民を対象とした予防接種の実施 ・ 府が行う外出自粛要請、施設の使用制限等への協力	・ 住民・事業者等への感染予防対策の要請 ・ 住民への予防接種の継続	・ 第二波に備えた住民への予防接種への継続 等 * 緊急事態宣言発出時 ・ 全町民を対象とした予防接種の実施
住 民 生 活 の 安 定 の 確 保	・ 要援護者への生活支援 の体制整備 ・ 火葬能力等の把握 ・ 必要物資及び資材の備 蓄 等	・ 一時的に遺体を安置する施設の確保に 向けた準備 ・ 食料品・生活必需品の備蓄の呼びか け 等	・ 消費者としての適切な行動の呼びかけ ・ 事業者に売惜しみ等生じないよう要請 等		* 緊急事態宣言発出時 ・ これまでの措置の縮小もしくは中止
			* 緊急事態宣言発出時 ・ 水の安定供給 ・ 生活関連物資等の価格の安定	* 緊急事態宣言発出時 ・ 水の安定供給 ・ 生活関連物資等の価格の安定 ・ 要援護者への生活支援 ・ 火葬炉の稼働等	
医 療	・ 府への協力（地域医療 体制の整備）	・ 府への協力（患者搬送体制の確保等）	・ 府への協力（患者搬送体制の確保）	・ 在宅で療養する患者への支援 * 緊急事態宣言発出時 ・ 府への協力（臨時の医療施設の設置）	* 緊急事態宣言発出時 ・ これまでの措置の縮小もしくは中止